

別表第1（第4条、第5条、第10条関係）

補助金の類型	補助事業者	補助事業	補助要件	交付対象期間	補助対象経費			補助率及び補助限度額	
					経費区分	種別(費目)	内訳		
地産地消・外商型 市場調査支援	県内IT事業者等	第3条の目的を達成するため、IoT等による製品開発に向けた市場調査を行う事業	次の全ての要件を満たすこと。 (1)高知県IoT推進ラボの会員であること。 (2)高知県オープンイノベーションプラットフォームで取り扱う課題に関する事業であること。	原則として、補助金の交付の決定日から3か月以内とする。ただし、事業終了日は2月・3月を除いた期日で設定すること。	労務費	直接人件費	事業に直接従事する者の当該事業にかかる業務時間に対応する人件費 (注)補助事業者と雇用関係が結ばれている者又は事業に直接従事する役員に限る。	補助率：2分の1以内 補助上限額：50万円 補助下限額：なし	
						事業費	旅費		事業に直接従事する者の当該事業にかかる旅費及び指導、助言等を受けるために招へいした専門家の旅費
							委託費		調査の一部または全部を外部の機関に委託する場合に要する経費 (注1)外部の機関とは、公的研究機関、高等教育機関、企業等とする。 (注2)外部の機関が機器、設備等を購入する費用は、補助対象外とする。 (注3)高知県IoT推進事業費補助金実施要領にて定める計画書（別記第1号様式）を作成すること。
							その他調査事務費		通信運搬（通信料、電話料、郵便料、運搬料等）、会議の開催（会場借料費、印刷製本費等）、展示会・商談会への出展
地産地消・外商型 試作開発・検証支援	同上	第3条の目的を達成するため、IoT等による製品開発に向けた試作品の開発及び技術検証を行う事業	同上	同上	労務費	直接人件費	事業に直接従事する者の当該事業にかかる業務時間に対応する人件費 (注)補助事業者と雇用関係が結ばれている者又は事業に直接従事する役員に限る。	同上	
						事業費	旅費		事業に直接従事する者の当該事業にかかる旅費及び指導、助言等を受けるために招へいした専門家の旅費
							原材料費		製品の一部に必要な原材料、副資材及び消耗品の購入に要する経費
							外注費		開発の一部を外部の事業者を外注する場合に要する経費 (注)外注の内容を示した計画書を作成すること。
							委託費		開発の一部を外部の機関に委託する場合に要する経費 (注1)外部の機関とは、公的研究機関、高等教育機関、企業等とする。 (注2)外部の機関が機器、設備等を購入する費用は、補助対象外とする。 (注3)高知県IoT推進事業費補助金実施要領にて定める計画書（別記第1号様式）を作成すること。
							その他調査事務費		通信運搬（通信料、電話料、郵便料、運搬料等）、会議の開催（会場借料費、印刷製本費等）、展示会・商談会への出展
地産地消・外商型 製品開発支援	同上	第3条の目的を達成するため、IoT等による製品開発を行う事業	同上	原則として、補助金の交付の決定日から2年以内とする。ただし、事業終了年度の終了日は1月末までとする。	装置機械費	機械装置費	開発に使用する機械装置、工具又は器具の借用又は購入に要する経費 (注1)原則として、借用とすること。ただし、理由を付して、購入等によらなければ円滑な事業の実施が困難である旨の申し立てがあった場合には、内容を審査し、例外的に認める場合がある。 (注2)事業の実施内容に照らして当然備えているべき機械装置、工具又は器具（事務機器等）は対象外とする。 (注3)データを取得する際のセンサーの経費等、製品の一部に必要なものの経費は原材料費とすること。	補助率：3分の2以内 補助上限額：1,000万円 補助下限額：50万円	
						労務費	直接人件費		事業に直接従事する者の当該事業にかかる業務時間に対応する人件費 (注)補助事業者と雇用関係が結ばれている者又は事業に直接従事する役員に限る。
					事業費	謝金	指導、助言等を受けるために招へいした専門家への謝礼に要する経費		
						旅費	事業に直接従事する者の当該事業にかかる旅費及び指導、助言等を受けるために招へいした専門家の旅費		
						原材料費	製品の一部に必要な原材料、副資材及び消耗品の購入に要する経費		
						外注費	開発の一部を外部の事業者を外注する場合に要する経費 (注1)上限は、委託費と合算し、補助対象経費総額の2分の1を超えない額とする。 (注2)高知県IoT推進事業費補助金実施要領にて定める計画書（別記第1号様式）を作成すること。		
						特許等取得費	特許権の取得等に要する経費（弁理士の手続代費用、外国特許出願のための翻訳料等） (注1)開発と密接に関連し、かつ成果の事業化に必要となるものに限る。 (注2)審査請求書など特許庁に支払う経費は対象外とする。		
						委託費	開発の一部を外部の機関に委託する場合に要する経費 (注1)外部の機関とは、公的研究機関、高等教育機関、企業等とする。 (注2)外部の機関が機器、設備等を購入する費用は、補助対象外とする。 (注3)上限は、外注費と合算し、補助対象経費総額の2分の1を超えない額とする。 (注4)高知県IoT推進事業費補助金実施要領にて定める計画書（別記第1号様式）を作成すること。		
						その他調査事務費	通信運搬（通信料、電話料、郵便料、運搬料等）、会議の開催（会場借料費、印刷製本費等）、展示会・商談会への出展に要する経費		